

秋田県立横手清陵学院中学校給食調理等業務委託について

1 委託期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

2 委託内容

本業務委託は、秋田県立横手清陵学院中学校において給食調理等の業務を行うものとする。詳細は別紙仕様書のとおり。

3 契約方法

随意契約（企画提案競技方式）

詳細は別紙企画提案競技実施要綱のとおり。

- (1) 学校給食に対する考え方や業務実績、業務体制等を企画提案競技方式により審査し、提案者の受託能力を確認したうえで選定する。契約にあたっては、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、選定業者と随意契約を行う。
- (2) 本契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3及び地方自治法施行令第167条の17並びに長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成18年秋田県条例第9号）に基づく長期継続契約とする。（契約日は令和7年3月の予定）

4 参加条件

参加資格を有する者は、次の要件を全て満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加資格確認の日において、食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定による営業の禁止又は停止の処分を受けていないこと。
- (3) 過去2年間に、学校給食業務の契約を締結し、誠実に履行した実績を有すること。
- (4) 秋田県内に本店、支店又は営業所を有すること。
- (5) 秋田県暴力団排除条例（平成23年秋田県条例第29号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に該当しないこと。

5 契約保証金

- (1) 最も優れた企画提案を行った最優秀提案者は、契約締結にあたり、契約金額の10分の1以上の金額を保証する次に掲げる契約の保証の一を付さなければならない。
 - ① 契約保証金の納付
 - ② 契約保証金に代わる担保となる有価証券の提供
 - ③ 銀行等又は保証事業会社の保証

(2) 最優秀提案者は、契約締結までに契約保証金免除申請書（様式第5号）及び、次のいずれかに該当することが確認できる書類を提出した時は、契約保証金の全部又は一部の免除を申し出ることができる。

- ① 秋田県立横手清陵学院中学校長を被保険者とする履行保証保険契約書
- ② 過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。業務委託契約書の写し及びその履行を確認できる書類の写し。

6 スケジュール（予定）

(1) 公告期間

令和7年2月19日（水）～令和7年3月4日（火）

(2) 参加資格申請期間

令和7年2月19日（水）～令和7年3月4日（火）

(3) 質問受付期間

令和7年2月19日（水）～令和7年2月21日（金）

(4) 質問回答日

令和7年2月26日（水）

(5) 提案書受付期間

参加資格確認の日 ～令和7年3月7日（金）

(6) 審査会予定日

令和7年3月12日（水）